

五農マルシェの開催について

- 目 的** 五農祭(文化祭)期間に本校敷地内でマルシェを開催することにより、学校と地域・卒業生の結びつきを深め、学校が交流の拠点となり地域の活性化を図る。
- 実施内容** ①野菜(ダイコン・ハクサイ・ニンジン・ネギなど)、果樹(リンゴ・ナシ・ブドウ・クリ・クルミなど)、花卉(キク・シクラメンなど)、加工品(リンゴジュース、ジャムなど)及び農産物の販売
②焼き菓子、パン、雑貨、ハンドメイド・陶芸作品などの販売
- 開催日時** 令和7年11月2日(日)9:30~14:00
- 場 所** 五所川原農林高等学校 生徒玄関前駐輪場
- 募 集 数** A区画・・・20ブース(No 1~20)
- 出店条件** 五農マルシェに関する規約を遵守できる方。
本校の教育活動に貢献していただける方。
- 出店準備** 販売に関わる物品等の貸し出しはありませんので、出店者が必要と思われる物品(椅子、机、テント、釣り銭等)は各自で準備してください。
- 出展申込** 下記担当宛に令和7年10月14日(火)16時までに電話またはFAXにてお申込みください。
※別紙五農マルシェ申込書にある項目についてお知らせください。
- そ の 他** キッチンカーの出店は認めていませんので御了承ください。

〇担当

五農マルシェ 越谷晋樹

TEL 0173-37-2121(学校代表)

FAX 0173-37-2123(学校代表)

E-mail koshiya-shinji@m03.asn.ed.jp

FAX 送信票

送信月日	令和7年 月 日 ()
送 信 先	五農マルシェ 担当 越谷 (五所川原農林高等学校 内)
F A X	0173-37-2123

五農マルシェ申込書

	出 店 者
出 店 名	
氏 名	
郵便番号	
住 所	
携帯電話 番号	
出品概要	
そ の 他	(卒業生の方は、卒年・学科を記入して下さい。在校生の保護者の方は、生徒の所属学年・学科を記入して下さい。)

【五農マルシェに関する規約】

（目的）

第1条 この規約は五農マルシェ開催に際しての出店に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（出店区画）

第2条 出店区画は運営者（主催者）が定めた場所とする。

（申込、出店時間）

第3条 出店を希望する場合は、マルシェ開催日の3週間前までにあらかじめ決められた申込方法にて申込する。

応募多数の場合は、申込受付終了日前に打切ることもある。

第4条 出店時間は、文化祭の農産物販売時間と同時刻とする。

搬入は、開催時間の2時間前から開催時間までとする。

ただし、主催者側が認めたときはこの限りではない。

（譲渡又は転貸）

第5条 出店代表者（卒業生又は在校生の保護者）は、他のものに出店区画を譲渡又は転貸してはならない。

（品目等）

第6条 出品する商品等について次の各号の事項を遵守しなければならない。

①コピー商品、医療品、生き物、危険物等の販売を禁止する。

②法令に違反する物品、サービス、公共秩序に反すると認められる物品の販売を禁止する。

③会場で調理する商品の販売を禁止する。

④上記の他、主催者側が適当でないと判断した物品の販売を禁止する。

（その他）

第7条 出店者はこの規約に同意し、五農卒業生マルシェの円滑な開催に協力すること。

第8条 出店によって発生するゴミ・廃棄物等は出店者が持ち帰ること。

第9条 会場施設などを傷つけた場合、当事者の費用と負担において原状回復すること。

第10条 会場での物品・金銭のやり取り、事故などの対応は当事者間の責任において行うこと。

第11条 盗難や万引きなどの弁済責任を負えないので物品・金銭の管理は出店者の責任において行う。

主催者はこのようなトラブルについては関与しない。

第12条 学校関係者の指示には従うこと。指示に従わない場合や本規約を守らない場合、また他に迷惑をかける行為などを行った場合は退場しなければならない。

この規約に同意し、五農卒業生マルシェの円滑な開催に協力することを約束する。

附則 本規程は令和6年9月13日より施行する。



今年度実施場所

昨年度実施場所